

令和3年度

日南市教育基本方針

日南市教育委員会

目 次

I	日南市教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II	基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・	1
III	日南市人権教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
IV	日南市学校教育基本構想・・・・・・・・・・・・・・・・	3
V	教育施策の概要	
1	学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	生涯学習の充実と振興・・・・・・・・・・・・・・・・	12

I 日南市教育基本方針

本市の教育は、あらゆる教育の場を通じ、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、

たくましい体 豊かな心 すぐれた知性

をそなえ、郷土の自然や歴史、文化を愛し、新しい時代を積極的に切り拓く心身ともに調和のとれた人間の育成を期して行う。

よって、市民一人一人が生涯にわたって自己実現を図り、「人づくりこそまちづくり」を担う次世代を育成するために、学校教育、社会教育、家庭教育の充実と推進を図るとともに、その有機的連携を図りながら、教育施策の振興に努める。

II 基本的な考え方

- 1 強い意志と豊かな感性を身に付け、自らの在り方や生き方を自覚し、たくましく生きる児童生徒を育成するために、義務教育の果たすべき役割を明確にし、教育内容の充実を図る。
- 2 共感的で協調的な人々の営みは、互いの人格を尊重し、助け合い励まし合う豊かな人づくり、まちづくりを支えるものであり、道徳教育や人権教育をすべての活動の根底に位置付ける。
- 3 文化的な行事やレクリエーション等、積極的に参加できる環境を整え、心豊かで明るく健康的に生活できる地域社会づくりに努める。

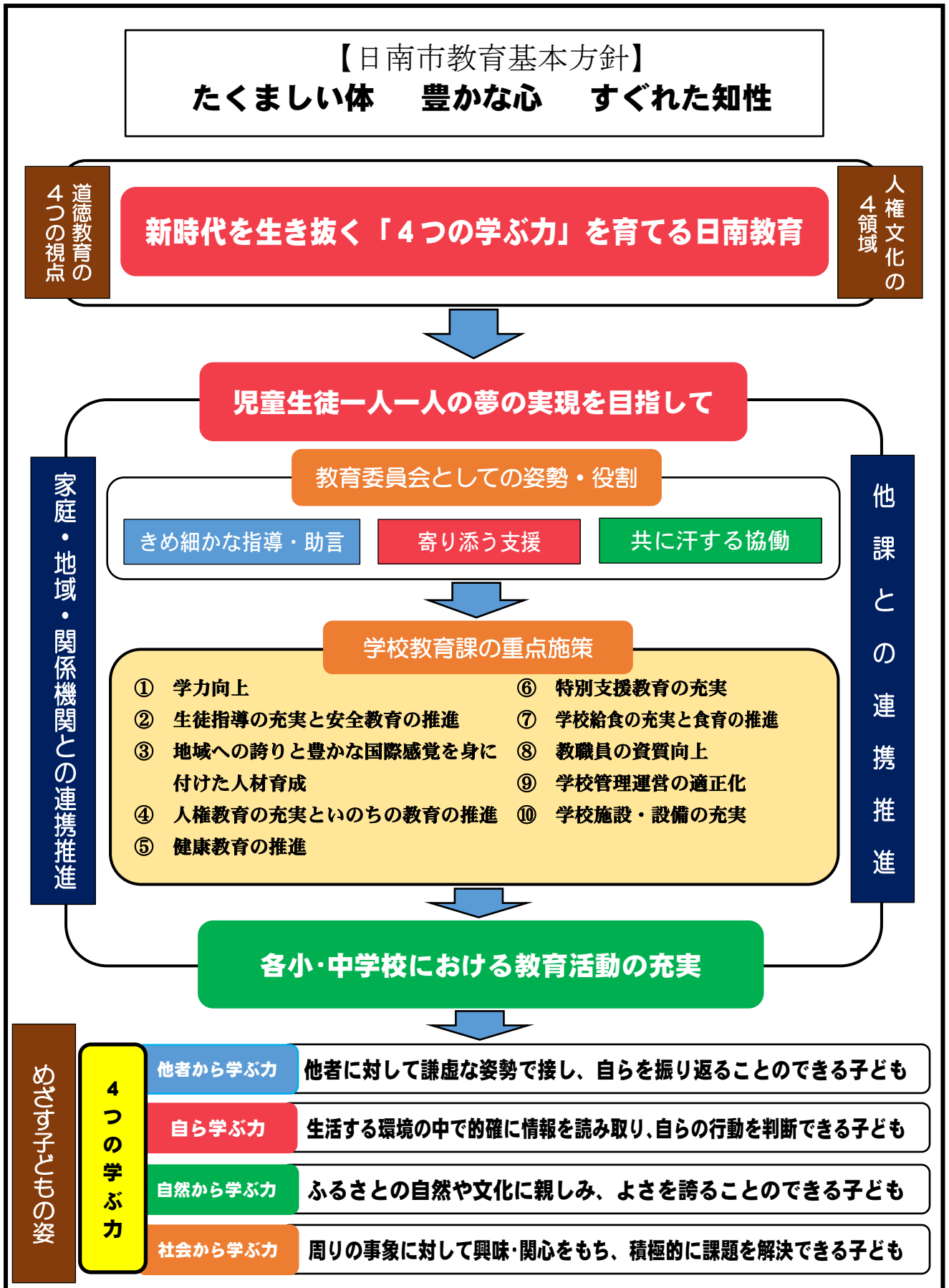
Ⅲ 日南市人権教育基本方針

すべての人はいかなる事由による差別も受けることなく、生命、自由及び身体の安全を確保し、それぞれの幸福を追求する権利を有している。

本市の人権教育は、教育基本法の理念のもとに、宮崎県人権教育基本方針を踏まえ、市民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指すものである。

- 1 学校教育においては、児童生徒の発達段階及び学校や地域の実情を踏まえ、幼稚園（保育所、認定こども園）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等が相互に連携を図り、全教育活動をとおして人権と平和についての正しい知識を身に付け、それらを尊重する意識や態度を育成し、実践力を養うことに努める。
- 2 社会教育においては、各種学級・講座等の機会において、基本的人権の尊重を基調とする学習を充実し、人権が一人一人の身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に努める。
- 3 家庭教育に関しては、保護者に対する学習機会等を提供し、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、社会的ルールの尊重、善悪の判断等子どもの健全な人間形成の基礎を育むことができるような支援を行うとともに、大人も子どもも共に人権感覚が身に付くように努める。
- 4 人権教育を積極的に推進するため、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する深い認識に基づいた、真に差別をなくしていく意志と実践力とをもった指導者の養成や研修の充実に努める。

IV 日南市学校教育基本構想



V 教育施策の概要

1 学校教育の充実

日南市教育委員会は、変化の激しい社会をたくましく生き抜く児童生徒の将来を見据え、「4つの学ぶ力」を提唱し、生きる力を育む教育の重要性を学校現場と共有してきた。この考え方の根底には、「人権文化の4領域」と「道徳教育の4つの視点」を尊重する共生社会の姿がある。今後も、小村寿太郎侯の「誠の心」の教えを失うことなく、「新時代を生き抜く『4つの学ぶ力』を育てる日南教育」のさらなる深化を図る。

「4つの学ぶ力」とは、

- 他者に対して謙虚な姿勢で接し、自らを振り返ろうとする『他者から学ぶ力』
- 生活する環境の中での的確に情報を読み取り、自らの行動を判断しようとする『自ら学ぶ力』
- ふるさとの自然や文化に親しみ、よさを誇ることができる『自然から学ぶ力』
- 周りの事象に対して興味・関心をもち、積極的に課題を解決しようとする『社会から学ぶ力』

である。

各学校においては、これら「4つの学ぶ力」を育むことを教育の拠り所とし、学校の教育的課題を解決する過程をとおして、それぞれの特色を生かした教育を実践していく必要がある。その際、あるべき学校の姿は、

- コミュニケーション能力を育む場としての学校
- 基礎から応用まで個に応じた力が身に付く場としての学校
- 体験活動等をとおして、自然や社会などから学ぶ場としての学校

であり、それは児童生徒が学校で何を学ぶかを意図したものである。

日南市教育委員会は、日南市教育大綱に沿って、教育的課題を踏まえた上で「新時代を生き抜く『4つの学ぶ力』を育てる日南教育」を推進していくために、以下の重点施策によって、各小・中学校の教育活動等を支援する。

(1) 学力向上

学力の向上を目的として、児童生徒への支援及び教職員への支援を充実させるために、以下のことを推進する。

- 学校教育目標の具現化のために、G I G Aスクール構想で整備したタブレットやデジタル教科書のI C T機器を活用した分かりやすい授業づくりを支援する。
- 各学校における授業改善を支援するため、支援校訪問において、指導主事等が4つのチェックポイントの視点で1単位時間全ての授業参観後、個別のフィードバックを行い、課題を共有しながら指導力の向上を目指す。
- 一人一人の確実な学びが保障される教育体制を確立するために、通常の学級に在籍する特別な配慮の必要な児童生徒を含めた一人一人に対するきめ細かな指導を充実させるための市雇用臨時的任用講師（以下、学習支援員）を配置する。
（「教育環境サポート事業」）
- 小・中学生を対象に、国語、社会、算数・数学及び理科への興味・関心を高めるとともに、個に応じた学力を伸ばすために、外部講師をはじめ市内小・中学校等の教職員や学習支援員等を指導者とした学ぶ意欲を高めるための塾を開設する。
（「小・中学生学力向上支援事業『処平塾』」）
- 小・中学生を対象に、豊かな国際感覚を身に付けた生徒の育成を目指すために、英語科教諭やA L T、大学講師や大学生を指導者として、英会話や英語活動を中心とした塾を開設する。
（「小・中学生英語力育成事業『定平塾』」）
- 小学生を対象に、創作意欲を高めるため、外部講師をはじめ、市内小・中学校等の教職員や学習支援員等を指導者として、作品制作活動を支援する塾を開設する。
（「小学生作品制作支援事業『南浦塾』」）
- 児童の平面及び空間図形等への興味・関心を高めるとともに、児童の行動や学び方の傾向を把握し、個に応じた指導を充実させるため、各小学校において1年生から3年生までのプログラムで飼肥杉積み木「日南キューブ」を活用した活動を推進する。また、この活動をとおして「木育」の概念の基礎を培う。
- 「日南市子ども読書計画2021」の具現化のために、家読をはじめとする読書活動の普及推進を図り、学校図書館司書との連携、学校図書館の計画的な活用、「日南市子ども読書の日」（毎月23日）の奨励により、学校における読書活動の充実に努めるとともに、生涯学習課が主管課となる市立図書館との連携による「旅する読書」及び「ビブリオバトル」を全小・中学校において積極的に推進する。
- キャリア教育及び高等学校におけるプロジェクト学習を推進するための学校教育推進コーディネーターを配置する。
（「将来を担う次世代育成事業」）

- 全教育活動をとおして、発達の段階に応じたキャリア教育の推進・充実に努め、児童生徒の望ましい勤労観や職業観の育成に努める。
- 個性を生かす進路指導の推進・充実を図るために、進路に関する学習や職場体験等の充実を支援する。
- 市内高等学校に在籍する生徒を対象に、学習意欲や進学意識を高め、将来への目的意識の高揚を図るために、進学のための講座を開設している教育関係機関に派遣する。
(「教育関係機関派遣事業」)
- 各種学力調査の問題や日南市教育委員会作成の「日南チャレンジ」等を活用することによって、授業改善及び年度末の振り返り学習の推進を図る。
- 夏休み期間に各小学校において、「振徳塾サマースクール」として児童の学習支援を行う。

(2) 生徒指導の充実と安全教育の推進

いじめ、不登校、非行等問題行動に適切に対応し、児童生徒の安全を確保することを目的として、学校と家庭、地域社会、関係機関等との連携を図り、積極的な生徒指導を支援するために、以下のことを推進するとともに、郷土の偉人小村寿太郎侯が遺した言葉の一つを「誠の心」と捉え、「諸君は正直であれ。正直であることは何よりも大切である」ことを児童生徒の心に広める。

また、近年多発している自然災害から、児童生徒及び教職員の安全を確保するため、以下のことを推進する。

- 日南市教育支援センター（以下、支援センター）を充実させ、不登校及び不登校傾向、学校不適応等の児童生徒への適切な指導を行うとともに、学校、教育相談関係者及び関係機関等との連携体制のさらなる強化に努める。また、いじめ・不登校問題に関する問題解決のための研修体制の充実を図る。
(「教育支援センター運営事業」) (「いじめ・不登校問題担当者会」)
- 不登校が増加傾向にあるため、学校不適応等の児童生徒に対し、学校と緊密に連携するために、支援センターの適応指導アドバイザー、適応指導教室指導員、巡回相談員、S S W等による教育相談体制の確立を図るとともに、親子の相談に対応するため、カウンセリング機能及び個別指導を充実させ、不登校及びその傾向にある児童生徒の減少及び未然防止に努める。
(「教育支援センター運営事業」)
- 「日南市就労支援ソリューション」を設置し、関係機関と連携を図りながら、不登校傾向等の中学3年生に対する卒業後の就労を含めた支援に努める。

- 中学校の生徒会役員等を対象に、生徒会活動の活性化を図るとともに、生徒自らが学校内や本市の課題等を自分のこととして捉え、解決しようとする問題解決能力の育成を図るために、「わかすぎ塾」及び「子ども議会」を実施する。

(「わかすぎ塾」及び「子ども議会」事業の実施)

- 声かけ事案、情報通信機器、薬物等による犯罪等から児童生徒の安全を確保するために、情報の積極的な収集や発信に努めるとともに、防犯ブザーの携帯や情報モラル教育の徹底等、学校と家庭、地域社会、関係機関等との一層の連携を図る。

- 命の尊厳や人権尊重についての意識の高揚を図る。

- 学校における安全教育と安全管理の充実を図る。特に、地震や津波に係る防災教育の充実、防災体制の確立及び児童生徒、教職員等の安全確保に関する環境整備に努める。

(「防災教育担当者会」の実施)

(3) 地域への誇りと豊かな国際感覚を身に付けた人材育成

「日南ふるさと学」における意図的・計画的な体験活動は、「4つの学ぶ力」を意識できる絶好の機会であり、その力を確かめる場でもある。同時に、これからの時代を豊かに生きていくためには、幅広い知識と教養をもち、多様な文化や習慣に寛容であることが求められている。

日南市は、今後の人づくり、まちづくりの基本計画となる「重点戦略プラン」のコンセプトとして「創客創人」を掲げ、地域の発展に貢献できる人材の育成を目指している。学校教育で培われる「地域への愛着と豊かな国際感覚」は、この「創客創人」のコンセプトを具現化する上でも、その基礎となる力を育むものであると言える。このような認識のもと、各学校における「日南ふるさと学」及び「国際理解教育」を積極的に支援するために、以下のことを推進する。

- 11月26日を「振徳教育の日」とし、当日又はその前後を目途に、各学校が創意工夫して、日南市の文化や伝統に触れる学習活動を行うことで、児童生徒の郷土愛を育む。

- 日南に愛着と誇りをもち、積極的に「ふるさと日南」に貢献しようとする児童生徒の育成を目指すとともに、郷土や日本文化の理解を深め、異文化理解を中心とした国際理解教育につなげるために、郷土や郷土の偉人に関する学習「日南ふるさと学」の充実を図る。

(「心豊かな学校づくり推進事業」)

- 地域住民に対する感謝の気持ちと郷土に対する愛着の念を育むために、学校支援地域本部事業をとおした地域人材の積極的な活用を促す。特に、中学校での活用を積極的に推進する。

(「学校支援地域本部事業」)

- 学校における外国語活動・外国語学習及び国際理解教育の推進を図るために、ALTを市内全ての小・中学校に計画的に派遣する。（「外国語指導助手（ALT）活用事業」）
- 豊かな国際感覚を身に付けた児童の育成を目指すために、小学5、6年生を対象に、国際理解や英語の研修を年間をとおして実施する。（「めざせ小村寿太郎国際塾事業」）
- 豊かな環境の中で生活できる喜びを理解し、身近にある環境問題に積極的にかかわり、ボランティア等に参加する意識を高める。

(4) 人権教育の充実といのちの教育の推進

人権教育は「日南市人権教育基本方針」に則り、人権に関する正しい知識と鋭い人権感覚に裏付けられた「互いの人権を大切にする行為」がごく自然な振る舞いとして行えるよう、あらゆる機会をとおした啓発と教育が推進されなければならない。

そのような認識のもと、恒久平和を目指す取組の中で、命の尊厳や人権尊重についての意識の高揚を図り、全教育活動をとおした積極的な取組にするために、以下のことを推進する。

- 人権に関する視野を広げ、人権教育に係る指導力の向上を図るために、学校ごとに校内研修会を実施する。
- 児童生徒の発達段階に応じた実践力を育成するために、小・中学校が、各学校の「人権教育全体計画」に基づき、人権と平和について重点的に深く学ぶ期間を12月に設定する。（「人権と平和について考える週間」）
- 児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化する中、児童生徒が同性や異性の人間関係、性に対する諸問題に対して適切に意思決定し、行動選択する力を育てるとともに、命の大切さや家族・家庭の在り方などを学ぶことができる教育を推進する。（「いのちの教育推進事業」）

(5) 健康教育の推進

社会の変化に伴う新たな健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む態度を、児童生徒に育成するための健康教育を推進する。

- 新型コロナウイルス感染症対策として、「3つの密」を避ける、「人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、児童生徒が新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を推進する。

- 運動に親しむ意欲や態度を育成するために、教科体育や学校の教育活動全体をとおして行う体育に関する指導の充実を図り、体力向上プランに沿った基礎体力の向上を推進する。
- 児童生徒の肥満及びむし歯を予防するために、学校の体制を一層強化し、保健指導の充実を推進するとともに、保護者への啓発に努める。
- 将来の生活習慣予防及び健康意識の向上を図るため、大学等の学術機関に小・中学校9年分の学校健診情報の提供を行い、専門的分析に基づいた健康教育の推進に努める。
- 児童生徒が、生活習慣病の予防を意識し、健康で豊かな生活を営むための基礎的な力を育むために、学校栄養職員と連携した食育指導の充実を図る。
- 心身の健康の保持増進に努めるために、関係機関等との連携を図り、学校保健に関する啓発及び指導の充実を図るとともに、教職員の健康診断や健康相談の充実を図る。

(6) 特別支援教育の充実

幼・保及び小・中学校における特別支援教育の体制を整備し、障がいのある幼児及び児童生徒を支援するために、以下のことを推進する。 (「特別支援教育推進事業」)

- 幼児及び児童生徒の障がいの程度に応じた適正な就学指導を展開するために、教育支援委員会における検査や教育相談活動の充実を図る。
- 特別支援学級や通級指導教室における指導を充実させるために、障がいについての正しい知識や理解を基に、障がいに応じた指導の工夫改善を支援する。
- 通常の学級に在籍し、学校生活や学習に困り感を抱えている児童生徒に対し、障がいの程度に応じた適切な教育的支援を行う。
- 学校生活におけるきめ細かな指導や学習意欲の向上及び安全確保に努めるために、学習支援員を配置する。
- 特別に配慮の必要な児童生徒の生活支援等を行うために、生活支援員を配置する。

(7) 学校給食の充実と食育の推進

児童生徒の食に関する知識や自己管理能力を身に付けるために、以下のことを推進する。

- 給食関連業務を円滑に進めるために、日南市学校給食会を運営する。
- 安心・安全な給食を提供するために、衛生管理の徹底を図り、異物混入や食中毒の防止に努めるとともに、食物アレルギー対策に万全を期し、そのための職員研修の充実を図る。
- 郷土愛を育む等、給食献立を「生きた教材」とするために、日南市食育・地産地消推進計画に則り、郷土食や地場産物を積極的に給食に取り入れる。
- 児童生徒が健全な食生活を自ら進んで実践できるようにするために「弁当の日」や地元生産者との交流給食の取組等、食に関する指導を推進する。

(8) 教職員の資質向上

児童生徒一人一人に、確かな「生きる力」を育み、市民に信頼される学校教育を推進するには、現職教育の充実や教職員の意識改革、資質向上を図ることが必要であり、そのために、以下のことを推進する。

- 教職員を対象に、教職員の指導力及び資質の向上を図るために、年1回教育講演会を実施する。
(「将来を担う次世代育成事業」による教育講演会の実施)
- 教職員の資質向上と本市の教育的課題の解決に向けた研究を推進するため、研究員を委嘱し、「日南市教育研究所」を開設する。
(「日南市教育研究所研究員制度」)
- 実践意欲の高揚を図り、研究成果を各学校に広めるために、教育研究論文を募集し、優れた教育実践を表彰する。
(「日南市教育論文募集事業」)
- 教職員の授業力や専門性の向上を図るために、校内研修がより実践的なものとして効果的に機能するよう支援する。
- 教職員の望ましい人間関係の醸成や同僚性が発揮しやすい環境整備を図るために、チームとして課題解決を図る学校の組織力強化及び学校におけるOJTの推進を積極的に支援する。
- 教科指導における実践的な指導力の向上を図るため、教科等研究会が教科指導において効果的に機能するよう校長会と連携する。

(9) 学校管理運営の適正化

学校の教育目標の実現を目指し、適正かつ円滑な学校管理運営を支援し、効率的に教育機能が発揮されるようにするために、以下のことを推進する。

- 「日南市立学校管理運営規則」に基づき、適正な学校管理運営、組織の確立、事務処理の効率化及び個人情報の適正管理に努めるとともに、学校適正配置化基準に基づき、学校の活性化を推進する。
- 教職員相互の協力体制が構築され、一層学校運営が充実するために、働きやすい職場環境づくりを積極的に支援する。
- 特色ある学校づくりへの環境を整備するために、余裕教室やワークスペース等の効果的な活用促進を図る。
- 災害発生時に備えた安全管理や発生時の対応及び発生後の対応が適切に行われるようにするために、危機管理体制の確立に努める。

(10) 学校施設・設備の充実

学校施設・設備の充実に努め、児童生徒が安心して安全に学校生活を送ることができるようするために、以下のことを推進する。

- 老朽化した学校施設の長寿命化を図るために、教育施設保全計画及び学校施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を推進する。
- 児童生徒をはじめ、地域住民にとっても利用しやすい学校施設の環境及び安全性の確保・維持に努める。
- 身体に障がいのある児童生徒に配慮した環境を整備するために、エレベーターやトイレの保守・管理、支援員の配置等、バリアフリーの維持・改善に努める。

2 生涯学習の充実と振興

近年における少子高齢化、情報化及び国際化の急速な進展により、市民の価値観は多様化し、以前にも増して生涯をとおした学習の必要性が求められている。本市においても、日南市教育大綱に基づき市民の学習ニーズに可能な限り応えるため、生涯学習推進体制を整備する。また、本市の恵まれた自然や文化財等の風土を生かした文化活動や地域の課題に応じた公民館活動等を推進するために、学習機会を拡充し、いつでも、どこでも、誰でも学習できる生涯学習の推進に努める。

(1) 生涯学習の推進

市民が、学びたいときに、学びたい方法で、学ぶことができるように、生涯学習事業推進体制を整備し、指導・支援体制を強化する。(生涯学習推進事業)

- 生涯学習推進体制の整備・充実を図るため、生涯学習講座を開設するとともに、地域や家庭、関係機関との連携強化に努める。
- 学習成果とその知識・技術を適切に評価し活用を図るために、人材バンクの充実に努める。
- 多様化する学習ニーズに応えるために、「日南市役所出前講座」及び「人材バンク」等の活用を図り、学習機会の拡充に努める。
- 生涯学習を支援するために、学習情報の収集・提供に努め、学習相談体制の充実に努める。

(2) 社会教育の振興

- 社会教育基盤の整備充実

市民の多様化・高度化する学習ニーズに応えるために、人材の育成や学習環境の整備を図り、地域の課題に根ざした社会教育活動を推進していくための体制づくりに努める。(「社会教育振興事業」)

- ・ 地域に根ざした社会教育を推進するために、自治公民館・関係機関との連携を強化し、地域の特色を生かした活動を支援する。
- ・ 社会教育関係団体の一層の活性化のため、各団体の育成強化及び支援に努める。
- ・ 学習活動等の啓発や情報提供を行い、住民の積極的な参加と意識の高揚に努める。

○ 社会教育の充実

社会教育関係団体を育成するとともに、各世代の学習ニーズを的確に把握することで、情報環境の急速な発展に対応した情報の提供や学習環境の整備を行い、市民が自ら学ぶ体制づくりを推進する。
(「生涯学習推進事業」「社会教育振興事業」)

- ・ 新しい教育メディアの活用を図り、自主サークル等の学習等を支援するとともに、視聴覚機器等の有効な活用に努める。
- ・ 男女共同参画社会を推進するために、各種学級・教養講座等を開設し、成人教育の充実に努める。
- ・ 市立図書館と連携し、インターネットによる図書の予約や公立公民館での貸し出しの普及に努める。
- ・ 高齢者の社会参加、生きがいづくり等のために、高齢者教室の充実に努める。

○ 青少年の健全な育成

心豊かで、たくましい青少年の育成を図るために、青少年団体を育成するとともに、学校教育との連携を推進し、各種学習機会の提供及び支援体制の強化に努める。

(「青少年健全育成事業」「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室事業」)

- ・ 各種青少年団体の組織拡充を図り、青少年教育の充実に努める。
- ・ 青少年の各種研修会を実施し、学習機会の充実に努める。
- ・ 青少年の体験活動の推進を図り、異年齢交流の機会の拡充に努める。
- ・ 学校、家庭、地域が一体となった「日南あいさつプラス運動」の推進に努める。

○ 公民館活動の支援

関係団体、関係機関との連携を図り、地域住民の学習ニーズに総合的に応えるために、指導体制の確立を図り、生涯学習推進の拠点として支援していく。

(「生涯学習推進事業」)

- ・ 地域住民の学習ニーズに応えるために、各種講座・学級を開設し、事業の充実に努める。
- ・ 公民館の機能を活用し地域の学習支援の拠点づくりや、関係団体との連携による情報提供を行い、生涯学習・社会教育の推進に努める。
- ・ 生涯学習推進のために、家庭教育支援や奉仕活動、体験活動の推進に努め、地域の教育力の向上を図る。
- ・ 公民館を利用した地域づくりを推進し、地域の連帯意識を向上させる。

(3) 読書環境の充実

図書館は、市民が必要とする情報を提供するとともに、生涯学習の拠点施設として、心の豊かさや生きがいを得ようとすることを支援する施設である。

そのため、市民の学習ニーズに応えるとともに、だれもが利用しやすい図書館サービスを提供できるように、図書資料の充実や各種事業の積極的な展開を図る。

○ 読書普及活動の推進

図書館は、地域や市民にとって役に立つ情報拠点及び学習拠点であり、広く市民の利用に供する施設である。

- ・ 市内の4図書館が連携し、乳幼児から高齢者に至るまであらゆる市民へのサービス向上に努める。
- ・ 職員の資質の向上に努め、図書館サービスの充実を図る。
- ・ 支所・出張所等を活用した図書の貸出や返却、移動図書館車「たいよう号」の運行により、市民が利用しやすい環境を整える。
- ・ 学校と連携して児童図書の充実等に努め「旅する読書」や「ビブリオバトル」、学級文庫、巡回図書等を中心とした子ども読書活動の推進に努める。
- ・ 子どもの読書活動推進のため、「日南市子ども読書計画2021」を進める。
- ・ 市民の読書活動推進のため広報活動をより積極的に進める。
- ・ 図書館まつりに児童生徒の参加を促すことにより図書館への興味関心を高める。

○ 図書館ネットワーク化の推進

図書館を身近に感じ利用できるようにするために、市内の4図書館どこでも貸出・返却が可能で蔵書検索ができる等地域に密着したネットワークの充実に努める。

- ・ 図書館インターネット検索システムを活用して、市内の4図書館及び支所等での図書の受取り・返却や図書の検索・予約ができることで、市民の図書館利用を促進する。
- ・ 県立図書館をはじめとする他の公共図書館との相互貸借等を進め、市民が必要とする資料の提供に努める。

○ 資料の整備充実と適正管理

市民の高度化、多様化する学習ニーズに応えるために、必要な資料の収集を行うとともに、適正な管理に努める。

- ・ 市内の4図書館の地域特性に応じた資料の収集を図る。

(4) 家庭教育の充実

家庭は、子どもが安心、安全な生活をして、社会生活に必要な生活習慣を身に付け、豊かな人間性を培い、社会性を習得する等、人格形成の基礎をつくる場である。「教育の原点は家庭にある」ことを再認識し、家庭教育の充実を図る。また、家族の少人数化に伴い家庭の教育力が低下している昨今、それを補うために地域社会での教育力の向上に努め、学校を含めた、地域ぐるみの家庭教育の体制づくりに努める。

(「社会教育振興事業」)

- 保護者の学習機会の充実と保護者間の親睦を図るために、家庭教育学級の開設に努め、学校と連携して、学級員の拡充を図る。
- 家庭の教育力の向上を図るために、地域・保護者同士のネットワーク形成に努める。
- 育児不安や子どもへの接し方がわからない親の増加に対応するために、子育て支援として、講座等の学習機会の充実に努める。

(5) 人権学習の推進

人権と平和に関する教育及び啓発の充実に努めるために、基本的人権の尊重を基調とする学習を積極的に取り入れる。

- 各種学級・講座等の機会をとおして、人権教育の充実に努める。
- 基本的人権を守るための啓発の推進に努める。

(6) 子ども支援活動の充実

地域全体で子どもの一日をとおした教育活動を支えるために、地域住民等のボランティアによる登下校の安全確保や学習支援活動を推進するとともに、放課後において、小学校の余裕教室等を活用した居場所づくり等の体制づくりに努める。

(「学校支援地域本部事業」「放課後子ども教室事業」)

○ 地域学校協働活動事業

平成27年度から、全小・中学校を対象として展開してきた学校支援地域本部事業を拡充した本事業を実施し、学校とボランティアとの連絡調整を行う地域学校協働活動推進員のもとに、学習支援活動等、学校が求める支援活動を行い、教員が児童生徒と向き合う時間の拡充や地域の教育力の向上を図る。

○ 放課後子ども教室事業

全ての児童を対象に、安全で安心して活動できる場所として、学校の空き教室等を活用し、地域の方々の参画を得ながら、児童とともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う。

(7) 文化・芸術活動の推進

豊かな人間形成を目指す各種文化活動の推進を図るとともに、新しい文化の創造を目指し、市民の主体的かつ知的、創造的な活動等幅広い文化・芸術活動を支援する。

(「文化芸術振興事業」)

- 市民文化の向上と意識の高揚に努める。
- 文化・芸術活動の育成や支援を行う。
- 小・中学校における鑑賞教室を支援する。
- 本年開催する「第35回国民文化祭・みやざき2020」及び「第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」を関係団体と連携を図り成功に導く。

(8) 文化遺産（文化財）の保護活用

文化財の保存と活用のためのマスタープランである「歴史文化基本構想」に基づき、日南市の文化遺産の保護・調査・継承に努め、本市の歴史や文化、伝統を生かした、まちづくりに努める。

また、地域の伝統芸能を伝承するため、後継者の育成と記録保存に努めるとともに、市民の見学機会を設けて、普及啓発を図る。

- 歴史や文化、伝統等を示す文化遺産(文化財)を収集、整理し、調査研究に努める。
(「文化財保護事業」)
- 消滅や破壊等危機にある文化遺産について、可能な限り必要な措置を行う。
- 伝統的建造物群保存地区を中心とした飫肥城下町の歴史的風致は、「歴史的風致維持向上計画」に基づき、保存及び活用を図る。
(「伝統的建造物群保存事業」「歴史的風致維持向上計画推進事業」)
- 油津の町並みと堀川運河は、歴史を活かしたまちづくりの推進を図る。
- 「酒谷の坂元棚田及び農山村景観」の重要文化的景観の保存と活用を図る。
(「文化的景観保護推進事業」)
- 国指定名勝の鶴戸を広く市民に発信するとともに、市外への発信に努める。
- 飫肥街道の保存整備と活用を図る。
(「文化財保存事業」)
- 未指定文化財について、必要な物件は指定・登録して保存と活用を図る。
- 伝統芸能の保存・継承の支援及び対策の充実を図る。
(「文化財保護事業」)